

米田吉盛教育奨学金神奈川大学法科大学院給費生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人神奈川大学米田吉盛教育奨学金基金規程第6条に基づき、米田吉盛教育奨学金神奈川大学法科大学院給費生(以下「法科大学院給費生」という。)の運用に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 法科大学院給費生の制度は、神奈川大学の建学の精神を顕現するために設けるもので、神奈川大学大学院法務研究科(法科大学院)(以下「法科大学院」という。)の学生の勉学を顕彰・奨励し、その一層の向上を期することを目的とする。

(資格)

第3条 法科大学院に在籍し、学業成績、人物ともに優れ、他の模範となる者は、法科大学院給費生による給費生(以下「給費生」という。)となることができる。ただし、1年次生は、入学検定試験の成績が優秀である者とし、そのうち既修者認定を受けた者については既修者認定試験の成績も加味する。

2 神奈川大学大学院学則(以下「本学大学院学則」という。)に定める修業年限を超えて在籍する者は、給費生となることはできない。

(給費金)

第4条 給費生には、給費金を給付する。

2 給費金は、1年次生は入学検定試験の成績に応じて給付し、2年次生以降は学業成績に応じて給付する。また、給費金額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 100万円に学費(授業料、施設設備資金及び演習費の合計)相当額を加算した額

(2) 100万円

(3) 50万円

3 給費金は、前期分と後期分からなるものとし、年2回に分けて給付する。給付時期は、原則として毎年5月及び9月とする。

4 給費生は、給費金を受給するために必要な手続をとらなければならない。

(採用)

第5条 給費生の採用は、法務研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)の選考を経て、学長が決定する。

2 給費生は、各学年に10名以内とする。ただし、既修者認定を受けた者で給費生に採用された場合、その人数は入学年次を同じくする学年に算入する。

3 給費生は、年度ごとに採用するものとし、その年度限りのものとする。ただし、次年度以降も給費生となることを妨げない。

(資格の喪失)

第6条 給費生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 本学大学院学則の定めるところにより休学、退学、転学又は除籍となったとき。

(2) 本学大学院学則の定めるところにより研究科を変更したとき。

(3) 本学大学院学則の定めるところにより懲戒処分を受けたとき。

(4) その他給費生として不適格であると認められたとき。

(給費金の返還)

第7条 学長は、前条の規定により、給費生がその資格を喪失した場合には、研究科委員会の審議を経て、当該年度に給付した給費金の全額又は一部を返還させることができる。

(事務の所管)

第8条 この規程に関する事務は、学生課が所管する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学院委員会の審議を経て、理事会が行う。

附 則

1 この規程は、平成15年11月13日から施行し、平成16年度入学者から適用する。

2 この規程は、施行5年後に見直しを行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 神奈川大学大学院法務研究科(法科大学院)給費生規程施行細則(平成16年3月16日細則第87号)は、廃止する。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。